

枠(金額)を定めて保証を受ける方式  
→保証額の範囲内で、債権(工事代金等)が保全される

## ●下請契約締結時から保証が可能

- ①明確な債権額の合意がない(=支払通知書や支払手形が元請企業から発行される前)、あるいは請求書を作成する前の段階で、保証可能
- ②従って、工事途中で元請企業が倒産しても、下請企業の債権を保証額の範囲内で保全
- ③工事の進捗に伴い、保証額の増額(追加)も可能です。  
(但し、追加申し込みとなりますので、その時点でファクタリング会社の審査が再度必要となる場合があります)

### 注意点

- ファクタリング会社の審査が必要となります。
- 原則、工事単位の保証契約となります。
- 支払請求書を提出、あるいは支払通知書、支払手形を受け取った後は、その債権を枠保証方式で保証開始することはできません。但し、当該書類を提出、あるいは受け取る前に契約した枠保証は有効です。
- ※書類が出た後は、個別保証(手形保証、債権保証)で対応可能です。
- 保証契約時に、保証金額・保証期間を定める必要があります。
- ファクタリング会社毎に取扱内容(可否・金額・期間等)が異なります。詳細は各ファクタリング会社にお問い合わせください。

## 枠保証イメージ図

